

5 自部工国・国第 36 号

2023 年 11 月 13 日

会員企業 代表者各位
同 知財部門関係各位

一般社団法人日本自動車部品工業会
知的財産権部会 部会長 守田 耕一
(公印省略)

「標準必須特許問題におけるサプライヤーの留意点」講演会 開催のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より知財権部会事業にご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

知的財産権部会では、標準必須特許 (Standard Essential Patent) に焦点を当てた講演会を開催いたします。今回は SEP の基本から自動車部品業界における留意点等を深見特許事務所の十河陽介様と加治隆文様にご説明いただきます。

下記開催概要をご参照いただき、ご参加いただきますよう何卒宜しくお願い致します。

敬具

記

日時：2023年12月8日(金) 14:20～16:20

形式：zoom ウェビナー

講師：講師：弁理士法人 深見特許事務所 顧問弁護士 十河陽介様
弁理士 加治隆文様

内容：1. 標準必須特許 (SEP) とは
2. 米欧及び日本の動向 (SEP を巡る判例など)
3. サプライヤーの観点から見た SEP
4. 質疑応答

※次項に詳細を記載。

申込：[こちら](#)から12月1日(金)までにお申込みください。

お問い合わせ：(一社) 日本自動車部品工業会 国際部 土居、日高

03-3445-4213 chizai@japia.or.jp

講演内容詳細

1. 標準必須特許 (SEP) とは

(1) SEP の概要

SEP の定義、種類および活用などに関してご説明致します。

- ①SEP の定義
- ②SEP の種類
- ③SEP に対する規制 (独禁、I P R ポリシー)、
- ④SEP ができるまで
- ⑤SEP を持つ意義および活用方法 (パテントプールなど)

(2) SEP の取得について

SEP の取得に向けての活動に関して、ご説明いたします。

標準化会議などにおける技術提案、奇書、承認の流れと、権利化の流れおよびテクニックと、必須認定の考え方などについてご説明いたします。

2. 米欧及び日本の動向 (SEP を巡る判例など)

- ①日本の状況 (裁判例、経産省の指針、特許庁の手引き)
- ②海外の状況 (海外の判決、司法省などの見解)
- ③権利行使してくる人々の状況

3. サプライヤーの観点から見た SEP

SEP に基づく権利行使と契約上の問題とをご説明すると共に、サプライヤーが SEP を持つ意味なども含めてご説明させていただきます。

備考：法規と SEP

バッテリーの安全試験、e-Call、OBFCM などのように各種の法規が各国で検討および施行されています。そこで、法規と SEP との関連について簡単にご説明させていただきます。

4. 質疑応答

以上